

# 第76回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

場所 名古屋市中区金山町一丁目1番1号  
ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋  
7階 ザ・グランコート

昨年とは開催場所が異なります。  
ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」  
をご確認ください。

## 決議事項

### <会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

### <株主提案>

- 第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
- 第6号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

**Rinnai**

証券コード 5947

株主各位

(証券コード 5947)

2026年6月4日

名古屋市中川区福住町2番26号

**リンナイ株式会社**

代表取締役社長 内藤 弘康

## 第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 当社ウェブサイト

<https://www.rinnai.co.jp/>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」を選択し、「株式・債券情報」にある「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

### 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リンナイ」又は「コード」に当社証券コード「5947」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集通知3頁及び4頁のご案内に従って、2026年6月25日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

#### [インターネットによる議決権行使の場合]

「株主総会ポータル<sup>®</sup>」または「議決権行使ウェブサイト」を通じて議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。議決権行使の手順につきましては本招集通知3頁の「インターネットによる議決権行使の場合」をご確認ください。

#### [書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

## 記

<b>1. 日 時</b>	2026年6月26日（金曜日）午前10時
<b>2. 場 所</b>	名古屋市中区金山町一丁目1番1号 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋 7階 ザ・グランコート (末尾の「定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)
<b>3. 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第76期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第76期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p><b>&lt;会社提案&gt;</b></p> <p><b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件  <b>第2号議案</b> 取締役9名選任の件  <b>第3号議案</b> 監査役1名選任の件  <b>第4号議案</b> 補欠監査役1名選任の件</p> <p><b>&lt;株主提案&gt;</b></p> <p><b>第5号議案</b> 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件  <b>第6号議案</b> 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件</p> <p>株主提案（第5号議案及び第6号議案）に係る議案の要領は、本招集ご通知「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。</p>
<b>4. 招集にあたっての決定事項</b> <small>（議決権行使についてのご案内）</small>	<p>(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(2)インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。</p> <p>(3)インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットと書面（郵送）が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人の会計監査報告及び監査役会の監査報告作成の際に監査をした対象書類の一部であります。

## 議決権行使の方法について



# インターネットによる議決権行使の場合

インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットと書面（郵送）が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

**行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時20分受付分まで**

## スマートフォン等による議決権行使方法

- ①議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- ②株主総会ポータル<sup>®</sup>トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- ③スマート行使<sup>®</sup>画面の案内に従って賛否をご入力ください。



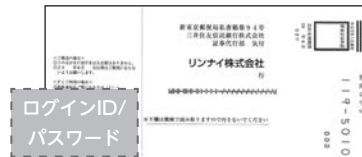
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

次のいずれかのURLにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード（株主総会ポータルログインID）」及び「パスワード」をご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータル<sup>®</sup> ▶ <https://www.soukai-portal.net>  
議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>



## 事前質問受付のご案内

**受付期限 2026年6月18日（木曜日）午後5時20分受付分まで**

本株主総会においては、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆様の高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただく予定です。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータル<sup>®</sup>にアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」をタップ/クリックし、画面の案内に従ってご質問を入力ください。

※株主様お一人につき、ご質問は3問までとさせていただきます。

※すべてのご質問に対して回答するものではありませんので、何卒ご理解ください。

※本株主総会で回答に至らなかったご質問につきましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使で  
PCやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は  
右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



## 書面（郵送）による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、以下の行使期限までに到着するようご返送ください。  
なお、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

**行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時20分到着分まで**

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○、議決権行使数 XX 個

○ ○ ○ ○ 印中

××××年 ×月××日

会社提案			
第1号議案	第2号議案 (700株) (株数)	第3号議案	第4号議案
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

郵封筒

▶ 各議案の賛否をご表示ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

第5号議案及び第6号議案は株主様からの提案によるものです。

**当社取締役会はこれらの議案すべてに反対しております。**  
当社取締役会意見に関する詳細につきましては、本招集ご通知「株主総会参考資料」をご参照ください。

← こちらを切り取ってご返送ください。

会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、下図のようにお示しください。

会社提案				株主提案	
第1号議案	第2号議案 (700株) (株数)	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

会社提案  
「賛」に○

株主提案  
「否」に○



## 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。

**開催日時 2026年6月26日（金曜日） 午前10時**  
**開催場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋**  
**7階 ザ・グランコート**

# 株主総会参考主書類

議案及び参考事項

## <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、安定した利益還元を維持することが経営の重要政策のひとつであると考えており、連結業績や配当性向等を総合的に勘案いたしまして、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当金（1株につき50円）を含めました年間配当金は、1株につき100円となります。

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| (1) 配当財産の種類                    | 金銭                                      |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金 50円<br>配当総額 6,903,619,600円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日             | 2026年6月29日                              |

#### 2. その他剰余金の処分に関する事項

資本政策における機動性の確保を目的として、別途積立金の一部を取り崩し、次のとおりといたしたいと存じます。

- |                    |         |                 |
|--------------------|---------|-----------------|
| (1) 減少する剰余金の項目とその額 | 別途積立金   | 10,000,000,000円 |
| (2) 増加する剰余金の項目とその額 | 繰越利益剰余金 | 10,000,000,000円 |

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	属性	当事業年度における取締役会の出席状況
1	はやし けんじ 林 謙治	男性	代表取締役会長	再任	13回/13回 (100%)
2	ないとう ひろやす 内藤 弘康	男性	代表取締役社長 社長執行役員	再任	13回/13回 (100%)
3	しらき ひでゆき 白木 英行	男性	取締役 専務執行役員 営業本部長	再任	12回/13回 (92%)
4	いのうえ かずと 井上 一人	男性	取締役 専務執行役員 生産本部長	再任	13回/13回 (100%)
5	おおい ひろひさ 大井 裕久	男性	専務執行役員 経営企画本部長	新任	—
6	おぐら ただし 小倉 忠	男性	独立社外取締役	再任 社外 独立	13回/13回 (100%)
7	どち ようこ 土地 陽子	女性	独立社外取締役	再任 社外 独立	13回/13回 (100%)
8	さとう くみ 佐藤 久美	女性	独立社外取締役	再任 社外 独立	13回/13回 (100%)
9	かとう のぶあき 加藤 宣明	男性	—	新任 社外 独立	—

候補者  
番号

1

はやし  
林

けん じ  
謙 治 (1949年6月27日生)

再任

#### 略歴、当社における地位及び担当

1972年4月	当社入社	2005年6月	当社取締役 常務執行役員 関連事業部長
1978年9月	当社取締役	2006年6月	当社代表取締役副会長
1980年2月	当社取締役 総合企画室長	2017年4月	当社代表取締役会長（現任）
1983年6月	当社常務取締役 生産技術部長		
1992年7月	当社常務取締役 関連事業部長		

所有する当社の株式数：7,369,872株

#### 取締役候補者とした理由

林謙治氏は、1972年に当社入社以降、1978年より取締役として、その後に総合企画室長（現：経営企画本部）、生産技術部長（現：生産技術本部）、関連事業部長（現：経営企画本部）を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

ない どう ひろ やす  
内 藤 弘 康 (1955年4月20日生)

再任

#### 略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	当社入社	2005年6月	当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 兼総務部長
1991年6月	当社取締役 開発技術本部 副本部長兼新 技術開発部長	2005年11月	当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）
1998年7月	当社取締役 開発本部長		
2001年7月	当社取締役 経営企画部長兼総務部長		
2003年6月	当社常務取締役 経営企画部長兼総務部長		

重要な兼職の状況：名古屋鉄道株式会社 社外取締役

所有する当社の株式数：1,530,540株

#### 取締役候補者とした理由

内藤弘康氏は、1983年に当社入社以降、1991年より取締役として、その後に開発本部長、経営企画部長（現：経営企画本部）、総務部長を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

しら き ひで ゆき  
白 木 英 行

(1966年6月23日生)

再任

#### 略歴、当社における地位及び担当

1989年4月	当社入社	2023年4月	当社専務執行役員 営業本部長
2017年4月	当社執行役員 営業本部 関東支社長	2023年6月	当社取締役 専務執行役員 営業本部長 (現任)
2019年4月	当社執行役員 営業本部 副本部長兼関東支社長		
2020年6月	当社常務執行役員 営業本部長		

所有する当社の株式数：12,048株

#### 取締役候補者とした理由

白木英行氏は、1989年に当社入社以降、営業本部にて経験を積み、2017年より執行役員として関東支社長や営業本部 副本部長を、その後2020年より常務執行役員、2023年からは取締役 専務執行役員として営業本部長を歴任しております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4

いの うえ かず と  
井 上 一 人

(1961年11月12日生)

再任

#### 略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	当社入社	2018年4月	当社執行役員 生産技術部長
2008年4月	リンナイ코리아株式会社 副社長	2021年4月	当社常務執行役員 生産技術本部長
2012年6月	リンナイ精機株式会社 社長	2023年4月	当社専務執行役員 生産技術本部長
2016年4月	当社執行役員 生産本部 生産管理部長	2023年6月	当社取締役 専務執行役員 生産技術本部長
2017年4月	当社執行役員 生産本部 副本部長	2026年4月	当社取締役 専務執行役員 生産本部長 (現任)

所有する当社の株式数：10,689株

#### 取締役候補者とした理由

井上一人氏は、1985年に当社入社以降、生産本部にて経験を積み、2008年には当社子会社であるリンナイ코리아株式会社 副社長として現地出向した後、リンナイ精機株式会社 社長を経験しております。また、2016年より執行役員として生産管理部長、生産本部 副本部長を、その後2021年より常務執行役員、2023年からは取締役 専務執行役員として生産技術本部長、生産本部長を歴任しております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

5

おお い ひろ ひさ  
大 井 裕 久

(1966年2月28日生)

新任

#### 略歴、当社における地位及び担当

1989年4月	当社入社	2021年4月	当社上席執行役員 生産本部長
2014年7月	生産本部 生産管理部長	2023年4月	当社常務執行役員 生産本部長
2016年4月	能登テック株式会社 社長	2025年4月	当社常務執行役員 生産本部長 兼 経営企画本部長
2018年4月	アール・ビー・コントロールズ株式会社 社長	2026年4月	当社専務執行役員 経営企画本部長 (現任)
2019年4月	当社執行役員 生産本部長 兼 生産管理部長		
2020年4月	当社執行役員 生産本部長		

所有する当社の株式数：7,401株

#### 取締役候補者とした理由

大井裕久氏は、1989年に当社入社以降、生産本部にて経験を積み、2016年には当社子会社である能登テック株式会社 社長、2018年には同じく当社子会社であるアール・ビー・コントロールズ株式会社 社長を経験しております。また、2019年からは執行役員、上席執行役員、常務執行役員、専務執行役員として生産本部長及び経営企画本部長を歴任しております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

6

お ぐら ただし  
小 倉 忠

(1951年1月7日生)

再任

社外

独立

#### 略歴、当社における地位及び担当

1975年4月	日本陶器株式会社 (現：ノリタケ株式会社) 入社	2012年4月	同 代表取締役副社長 執行役員
2005年6月	株式会社ノリタケカンパニーリミテド (現：ノリタケ株式会社) 取締役	2013年6月	同 代表取締役社長 執行役員
		2018年6月	同 代表取締役会長
2008年4月	同 取締役 常務執行役員	2021年6月	名港海運株式会社 社外取締役 (現任)
2010年6月	同 取締役 専務執行役員	2023年6月	当社社外取締役 (現任)
2011年6月	同 取締役副社長 執行役員		

重要な兼職の状況：名港海運株式会社 社外取締役

所有する当社の株式数：0株

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小倉忠氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテド (現：ノリタケ株式会社) 代表取締役会長など要職を務められたことにより培われた豊富な経験と幅広い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員及び報酬諮問委員の委員長として当社の取締役及び経営陣幹部候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

候補者  
番号

7

ど ち よ う こ  
土 地 陽 子 (1964年10月3日生)

再任

社外

独立

#### 略歴、当社における地位及び担当

1987年 4 月	株式会社東京銀行 (現:株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2018年11月	ソフトバンクグループ株式会社入社
1996年 9 月	世界銀行グループ入行		同 マネージングディレクター財務統括 IR部長
2001年 5 月	Toyota Motor Europe NV/SA.入社	2020年 2 月	SoftBank Group International Ltd.
2015年 1 月	同 General Manager, Global Treasury & Investor Relations		同 Managing Partner
2018年 3 月	トヨタ自動車株式会社 経理部IR・株式グループ主幹	2020年 6 月	日邦産業株式会社 社外取締役 (現任)
		2023年 6 月	当社社外取締役 (現任)
		2024年 3 月	キリンホールディングス株式会社 社外監査役 (現任)

重要な兼職の状況: 日邦産業株式会社 社外取締役、大和日英基金 理事、キリンホールディングス株式会社 社外監査役

所有する当社の株式数: 0株

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

土地陽子氏は、20年以上にわたり、トヨタ自動車株式会社及びソフトバンクグループ株式会社のIR (投資家向け広報) のグローバル化を牽引し、投資家との対話やESGに関わる豊富な経験と深い見識を有すること、財務・金融に明るく、国際的な組織経営に関する知見を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として引続き選任をお願いするものであります。また、同氏の知見及び見識を、当社の資本政策策定やIR活動に関する助言等により、当社の経営に生かしていただくことを期待しております。

候補者  
番号

8

さ とう く み  
佐 藤 久 美 (1954年2月3日生)

再任

社外

独立

#### 略歴、当社における地位及び担当

1989年	英文雑誌「AVENUES」編集長・発行人	2014年 4 月	「あいち国際女性映画祭」(公益財団法人あいち男女共同参画財団) イベント・ディレクター
2005年	愛知万博フレンドシップ・フィルム・フェスティバルプロデューサー	2021年 4 月	名古屋国際工科専門職大学 工科学部 教授 (現任)
2012年 4 月	金城学院大学 国際情報学部 教授	2024年 6 月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況: 名古屋国際工科専門職大学 工科学部 教授

所有する当社の株式数: 0株

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤久美氏は、長きにわたり英文雑誌の編集長及び発行人を務められた他、複数の大学にて国際情報学や多文化共生に係る教授職を歴任しております。学識経験者としての高い知識を生かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として引続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員及び報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

候補者  
番号

9

かとう のぶ あき  
**加藤 宣明** (1948年11月3日生)

新任

社外

独立

#### 略歴

1971年 4月	日本電装株式会社 (現・株式会社デンソー) 入社	2011年 6月	トヨタ紡織株式会社 社外監査役
2000年 6月	株式会社デンソー 取締役	2015年 6月	株式会社デンソー 取締役会長
2004年 6月	同 常務役員	2016年 6月	KDDI株式会社 社外監査役
2005年 6月	デンソーインターナショナルヨーロッパ株式会社 取締役社長	2017年 5月	愛知県経営者協会 会長
2007年 6月	株式会社デンソー 専務取締役	2017年 6月	トヨタ紡織株式会社 社外取締役
2008年 6月	同 取締役社長	2018年 6月	株式会社デンソー 相談役
		2021年 6月	三井住友トラストグループ株式会社 社外取締役 (現任)

**重要な兼職の状況：三井住友トラストグループ株式会社 社外取締役**

**所有する当社の株式数：0株**

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

加藤宣明氏は、株式会社デンソー 取締役社長等の要職を務められたことにより培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、またデンソーインターナショナルヨーロッパ株式会社では取締役社長として海外での会社経営を経験されています。これらの経験から当社の社外取締役として職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員及び報酬諮問委員として当社の取締役及び経営人幹部候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小倉忠、土地陽子、佐藤久美、加藤宣明の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小倉忠、土地陽子、佐藤久美の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 小倉 忠氏 3年、土地陽子氏 3年、佐藤久美氏 2年
4. 当社は、小倉忠、土地陽子、佐藤久美、加藤宣明の各氏が社外取締役に選任され、就任した場合には、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金を補填の対象としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、小倉忠、土地陽子、佐藤久美、加藤宣明の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。各氏が社外取締役に選任され就任した場合には、当社は各氏を独立役員とする予定であります。
7. 小倉忠、佐藤久美、加藤宣明の各氏が社外取締役に選任され、就任した場合には、指名諮問委員及び報酬諮問委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。
8. 加藤宣明氏は、2026年6月開催予定の三井住友トラストグループ株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社の社外取締役を退任予定であります。

(ご参考) 候補者が選任された場合の取締役のスキルマトリクス

【特に期待する項目】 ※対象者のすべての知見及び経験を表すものではありません。

	企業経営の経験及び知見等								
	企業経営/ マネジメント	グローバル	技術 (開発/生産/環境)	営業企画/ マーケティング	財務/会計/ 資本政策	人材戦略	ガバナンス/ 法務/ リスク管理	サステナビリティ	IT/DX
林 謙治	●	●	-	-	●	●	●	-	-
内藤 弘康	●	●	●	-	●	-	-	●	-
白木 英行	-	-	-	●	-	●	●	-	●
井上 一人	-	●	●	-	-	-	-	●	●
大井 裕久	●	-	-	-	●	●	-	●	-
小倉 忠	●	-	●	-	-	●	●	-	-
土地 陽子	-	●	-	-	●	-	●	●	-
佐藤 久美	-	●	-	-	-	●	-	●	●
加藤 宣明	●	●	-	●	-	-	-	-	●

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 渡邊一平氏は、本総会終結の時をもって辞任しますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は当社定款の定めにより退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

よし の あや こ  
**吉 野 彩 子** (1975年6月2日生)

新任

社外

独立

#### 略歴

2001年10月	弁護士登録 後藤・太田・立岡法律事務所（現：弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所）入所	2018年 5月	特定医療法人 衆済会 監事（現任）
2005年 4月	河野製絨株式会社 社外監査役（現任）	2020年 6月	アイホン株式会社 社外監査役
2007年 7月	弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所 社員弁護士（現任）	2023年 6月	同 社外取締役（現任）

**重要な兼職の状況：弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所 社員弁護士、アイホン株式会社 社外取締役**

**所有する当社の株式数：0株**

#### 社外監査役候補者とした理由

吉野彩子氏は、社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉野彩子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、吉野彩子氏が社外監査役に選任され就任した場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。吉野彩子氏が社外監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、吉野彩子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。同氏が社外監査役に選任され就任した場合には、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

いし かわ よし ろう  
**石川 芳郎** (1951年3月22日生)

社外

独立

### 略歴

2001年7月	国税庁長官官房 名古屋派遣国税庁監察官	2009年7月	岐阜南税務署長
2005年7月	名古屋国税局 調査部特別国税調査官	2011年8月	石川芳郎税理士事務所 所長 (現任)
2008年7月	名古屋国税不服審判所 国税審判官	2011年10月	一般社団法人中川法人会 専務理事

重要な兼職の状況：石川芳郎税理士事務所 所長

所有する当社の株式数：0株

### 補欠社外監査役候補者とした理由

石川芳郎氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験や知識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石川芳郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、石川芳郎氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。石川芳郎氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
5. 当社は、石川芳郎氏が社外監査役に就任した場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出る予定であります。

## <株主提案（第5号議案及び第6号議案）>

第5号議案及び第6号議案は、株主様1名からのご提案によるものです。当社取締役会としましては、これらの株主提案議案すべてに反対しております。

なお、議案の要領及び提案の理由は、提案株主様から提出されたものを原文のまま記載しております。

### **第5号議案** 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

#### (1) 議案の要領

譲渡制限付株式報酬制度の対象となる当社の取締役に対し、年額370百万円以内、付与株式数の上限120,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計する。かかる業績指標としては ROEやTSR（株主総利回り）を含む各種 KPI等が考えられるが、具体的な指標の選定については、当社の経営戦略や事業環境を踏まえ、取締役会が適切に判断すべきものとする。また、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

#### (2) 提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。

取締役と株主との価値共有を図る為の効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされます。当社は譲渡制限付株式報酬制度を導入していますが、2025年3月期の当社取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は年額251百万円であるのに対し株式報酬は28百万円（固定報酬の11%）であり、固定報酬の3倍相当の株式を保有するには27年かかります。

欧米では大半の主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年の猶予を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3~5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。当社も株式保有ガイドラインを導入していますので世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すべきです。

## 第5号議案に対する当社取締役会の意見

### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案議案に反対**いたします。

### (2) 反対の理由

本株主提案は、対象取締役等に対して年額370百万円以内、付与株式数の上限120,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとし、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう求めています。

しかしながら、このような取締役報酬は、当社の現在の業績水準や実態を踏まえたものではありません。本提案株主は、その提案理由において「日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如」を挙げていますが、以下に詳述するとおり、この指摘は当社には妥当いたしません。

当社は、着実な中長期的企業価値創造を促すこと、及び株主を含む幅広いステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる透明性と客観性を確保することを基本原則として、取締役の報酬等の決定方針を定めております。

当該方針のもと、当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬で構成されておりますが、企業価値向上や目標達成を健全に動機付けることを目的として、その比率を概ね60：40としております。また、業績連動報酬は、毎期の堅実な業績目標達成を促すことを目的とした年次賞与、及び中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を図ることを目的とした譲渡制限付株式報酬で構成されており、それぞれ、取締役報酬の20%程度を占めております。基本報酬と業績連動報酬の比率は当社の実情を踏まえて慎重に検討した結果であり、相当であると考えておりますが、中長期的な企業価値向上の観点から、今後も検討を継続してまいります。なお、本提案株主が言及しているROEやTSR（株主総利回り）については、資本コストや株価を意識した経営の観点で、2024年度から既に業績連動報酬のKPIとして採用しております。

また、2024年度より、着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を一層促すため、当社取締役が在任期間において保有する当社株式数の目安として、株式保有ガイドラインを定めています。当該ガイドラインにおいては、就任から3年後までに、代表取締役社長は基本報酬の1.5倍、その他の取締役（ただし社外取締役を除く。）は基本報酬の1倍に相当する株式を保有することとしております。

さらに、当社は報酬決定プロセスの客観性と公平性を確保するために、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会を設置しております。報酬等の決定方針は、同委員会における審議を経たうえで取締役会にて決定することで、その透明性を確保しております。また、報酬決定プロセスにおいて、同等規模の比較対象企業群との客観的比較により報酬水準や報酬構成割合を継続的に検討すること

で、その妥当性も検証しております。2025年度においては、報酬諮問委員会を3回開催し、客観的な視点及び報酬制度に関する専門的な知見を参考にするために、外部専門機関から情報や助言も踏まえた審議を行っております。

加えて、当社は、取締役報酬制度にマルス・クローバック条項を導入しており、不適切行為や重大な法令違反等が発生した場合には、譲渡制限付株式報酬を含む報酬について、減額又は返還を行うことが可能な仕組みとしております。これにより、取締役は報酬の受領後においても結果責任を負い続ける立場にあり、短期的な株価や形式的な保有株式数の増加のみを追求する動機が抑制される構造となっています。

なお、当社の代表取締役会長及び代表取締役社長については、2026年3月31日時点において、当社株式を、それぞれ約736万株、約153万株保有しており、本提案株主からの「株式保有の少なさ」といった指摘が妥当ではないことは明らかです。

以上のとおり、当社取締役会は、現行の取締役の報酬設計が、経済環境や客観性・透明性が担保された報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定された適切なものであることなどから、当社取締役と当社株主の価値共有を図る仕組みは十分に担保されているものと考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

## 第6号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

### (1) 議案の要領

当社の定款第14条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
（定時株主総会の基準日） 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。  <u>2</u> （新設）	（定時株主総会の基準日） 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5月15日</u> とする。  <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

### (2) 提案の理由

提案理由の詳細は下記サイトでご確認ください。

<https://www.daltoninvestments.co.jp/news/20260302>

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日で、総会は6月末に開催される一方、重要情報を含む有価証券報告書は総会直前の開示にとどまり、投資家が十分に分析し議決権行使へ反映する時間は実質的に不足しています。有価証券報告書は事業リスク、経営戦略、ガバナンス、報酬や資本政策等、重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類であり相応の余裕をもった開示が求められます。基準日を5月中旬へ変更することで事前開示期間の確保が可能となり、投資家や助言機関等の適切な判断環境が整備されます。

また、総会日程の分散も促され、株主の参加機会拡大や対話の充実にも寄与します。これは株主の主体的関与を促進し、弊社が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴うものではなく、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもありません。

## 第6号議案に対する当社取締役会の意見

### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案議案に反対**いたします。

### (2) 反対の理由

本株主提案は、定時株主総会の議決権の基準日を、毎年3月31日から5月15日に変更することを求めるものです。

しかしながら、当社としては、定時株主総会の議決権の基準日の変更は、当社における制度運用全体との関係に照らして様々な課題を有しており、現時点において最適な対応であるとは考えておりません。

当社は、定款第35条において、期末配当の基準日について、定時株主総会の議決権の基準日と同じ日である毎年3月31日と定めております。仮に本株主提案に基づいて議決権基準日のみを変更した場合、株主総会において配当に関する事項について議決権を行使する株主と、期末配当を受領する株主に不一致が生じ、株主の皆様の混乱を招く懸念があります。

また、議決権基準日の変更に際しては、法定監査の日程、法定開示書類の開示時期、招集通知発送の時期、株主名簿確定に関するコストなど、株主名簿管理その他の実務への影響を含めた慎重な検討が必要であると考えております。

さらに、当社定款第13条は、定時株主総会の招集時期を6月と定めており、仮に本株主提案が承認可決されたとしても、当社の定時株主総会の招集時期は変更されるわけではございません。そのため、定時株主総会の基準日のみ5月15日に変更された場合、当社定款に従い定時株主総会の開催を行うことは、実務的に不可能ないしは著しく困難になります。

当社としても、株主の皆様が十分な情報に基づいて議決権を行使いただくことは、重要であると認識しております。2024年度においては、2025年6月25日に開催された第75回株主総会の前日の2025年6月24日に有価証券報告書を提出するなど早期開示に取り組んでおります。

もっとも、株主の皆様に対する情報の提供は、開示内容の整理・充実、任意開示や投資家との対話の活用等の様々な手段により達成されるものであり、有価証券報告書の早期開示のみによって解決されるものではございません。

当社は、これまでも有価証券報告書に加えて、定時株主総会招集ご通知、事業報告、決算説明資料、コーポレート・ガバナンス報告書、統合報告書であるリンナイレポート等を通じて、株主の皆様が議決権行使の判断を行うために必要な情報を、適時かつ適切に開示するよう努めてまいりました。当社においては、引き続き、有価証券報告書の更なる早期開示を含め、株主の皆様への情報開示の充実及び投資家との対話の質の向上に向けた取組みを継続的に検討してまいります。上記のとおり、定時株主総会の議決権の基準日の変更は、様々な課題を有しており、現時点において最適な対応ではないと考えます。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期における経営環境は、各国の政策を巡る不確実性や地政学リスク、為替の変動などにより不安定な状況が続きました。また原材料価格の高騰などにより事業を取り巻く環境は依然として予断を許さない状況が続いております。

国内の経済においては雇用・所得環境の改善がみられるものの、米国の通商政策等による景気の下振れリスク等、先行きには不透明感が残る状況となりました。

国内の住宅関連業界は、新設住宅着工戸数は今後も緩やかな減少が続くとみられ、リフォームによる買替が需要を底支える動きが継続しております。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画「New ERA 2025」の最終年度として、3つの戦略ストーリーである「社会課題解決への貢献」、「事業規模の拡大」、「企業体質の変革」に基づき、経営の質と事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

これらの取り組みを通じてお客様との約束である、「Creating a healthier way of living (健全で心地よい暮らし方を創造します)」の実現と持続的で堅実な長期成長の両立を図り、中長期的な企業価値の向上を目指してまいりました。その結果、中期経営計画において定めた売上および利益の両目標について、いずれも計画を上回って達成いたしました。

当期の業績については、主要国の経済環境および住宅市場に地域差はあるものの、販売面においては、高付加価値商品の伸長が継続したことで、過去最高の売上高となりました。損益面につきましても、原材料の高騰、関税影響などによる各種負担の増加が続くなか、増収効果や原価低減活動効果によって過去最高の営業利益となりました。この結果、売上高は4,703億92百万円（前期比2.2%増）、営業利益は505億31百万円（前期比9.8%増）、経常利益は576億86百万円（前期比14.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は361億60百万円（前期比21.8%増）となりました。

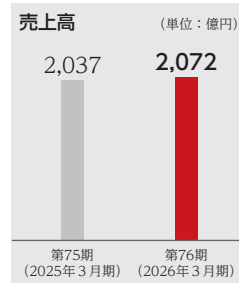
	第75期 (2025年3月期)	第76期 (2026年3月期)	前期比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
売上高	460,319	470,392	10,073	2.2%
営業利益	46,005	50,531	4,526	9.8%
経常利益	50,323	57,686	7,362	14.6%
親会社株主に帰属する当期純利益	29,691	36,160	6,469	21.8%

セグメントの業績の概況は次のとおりであります。

### 〈日本〉

売上高  
**2,072億1百万円**  
(前期比1.7%増)

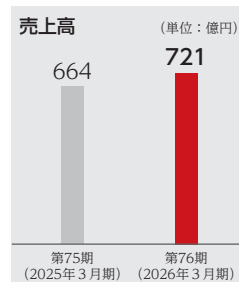
物価、金利の上昇によって新築住宅市場が低調に推移するなか、リフォーム市場は底堅い需要で推移しております。加えて、省エネ志向や家事の時短ニーズを捉えた重点商品であるハイブリッド給湯・暖房システム「ECO ONE（エコワン）」やガス衣類乾燥機、エアバブル商材の販売が堅調に推移し、日本の売上高は2,072億1百万円（前期比1.7%増）となりました。損益面では、原材料・エネルギーコストの高騰や浴室暖房乾燥機の無償修理を実行するなか、増収効果と商品ミックスの改善効果により、営業利益は271億15百万円（前期比21.5%増）となりました。



### 〈アメリカ〉

売上高  
**721億34百万円**  
(前期比8.5%増)

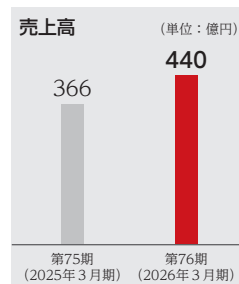
米国経済はインフレ圧力と高金利環境を背景に、住宅需要は慎重な状況が継続しております。このような事業環境のなか、主力であるコンデensing給湯器の販売が好調に推移しました。この結果、アメリカの売上高は、721億34百万円（前期比8.5%増）となりました。損益面では、関税影響と価格転嫁時期のずれにより利益水準が限定的となり、営業利益は18億56百万円（前期比12.8%減）となりました。



### 〈オーストラリア〉

売上高  
**440億44百万円**  
(前期比20.3%増)

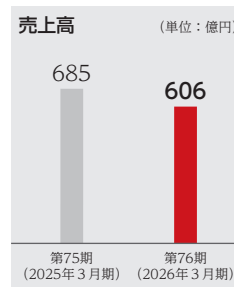
インフレに伴い政策金利は上昇傾向も、住宅需要は高水準が継続しております。給湯器市場についてはガスから電化への変化が進み、ヒートポンプ式給湯器販売が好調に推移しました。この結果、オーストラリアの売上高は、440億44百万円（前期比20.3%増）となりました。損益面では、買収企業が収益向上に大きく貢献し、営業利益は21億10百万円（前期比88.6%増）となりました。



## 〈中国〉

売上高  
606億82百万円  
(前期比11.5%減)

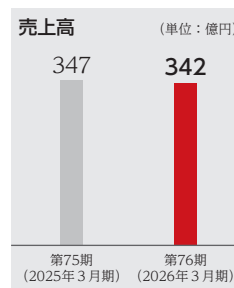
景気減退による消費マインドの冷え込みが継続し、各種機器の販売台数が減少しました。この結果、中国の売上高は606億82百万円（前期比11.5%減）となりました。損益面では、機動的な生産調整と経費抑制などの利益確保に努めた結果、営業利益は94億15百万円（前期比6.7%減）となりました。



## 〈韓国〉

売上高  
342億84百万円  
(前期比1.3%減)

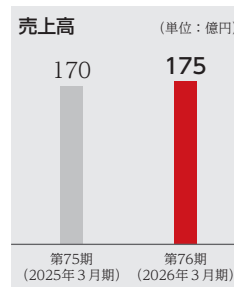
経済が力強さを欠く状況が続くも、主力であるボイラー機器販売が伸長し、韓国の売上高は342億84百万円（前期比1.3%減）、営業利益は10億94百万円（前期比17.7%増）となりました。



## 〈インドネシア〉

売上高  
175億55百万円  
(前期比3.2%増)

主力のテーブルコンロの堅調な販売により、インドネシアの売上高は175億55百万円（前期比3.2%増）、営業利益は38億43百万円（前期比0.0%増）となりました。



## セグメント別売上高及び営業利益

セグメント	第75期(前期) (2025年3月期)		第76期(当期) (2026年3月期)		対前期増減率	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
日本	203,731	22,309	207,201	27,115	1.7	21.5
アメリカ	66,457	2,130	72,134	1,856	8.5	△ 12.8
オーストラリア	36,605	1,119	44,044	2,110	20.3	88.6
中国	68,596	10,095	60,682	9,415	△ 11.5	△ 6.7
韓国	34,719	930	34,284	1,094	△ 1.3	17.7
インドネシア	17,010	3,842	17,555	3,843	3.2	0.0
その他	33,198	5,022	34,489	5,179	3.9	3.1
調整額	—	555	—	△ 84	—	—
連結損益計算書計上額	460,319	46,005	470,392	50,531	2.2	9.8

- (注) 1. 「アメリカ」の区分は、包括的な販売戦略に基づき一体とした事業活動を行うカナダ、メキシコ及びコスタリカの現地法人を含んでおります。
2. 「オーストラリア」の区分は、生産体制を補完し一体とした事業活動を行うマレーシアの現地法人を含んでおります。
3. その他には、台湾、タイ、ベトナム、ニュージーランド、ブラジル等の現地法人の事業活動を含んでおります。
4. 売上高は外部顧客への売上高であります。また、営業利益の調整額はセグメント間取引消去等であります。

部門別の売上高につきましては、給湯機器が2,819億20百万円（前期比1.5%増）、厨房機器が932億79百万円（前期比3.1%減）、空調機器が242億69百万円（前期比10.3%増）、業用機器が119億21百万円（前期比1.6%増）、その他が590億1百万円（前期比12.2%増）となりました。

### 部門別売上高

部門	第75期(前期) (2025年3月期)		第76期(当期) (2026年3月期)		対前期増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
給湯機器	277,731	60.3	281,920	59.9	1.5
厨房機器	96,266	20.9	93,279	19.8	△ 3.1
空調機器	22,010	4.8	24,269	5.2	10.3
業用機器	11,738	2.5	11,921	2.5	1.6
その他	52,572	11.4	59,001	12.5	12.2
合計	460,319	100.0	470,392	100.0	2.2

## (2) 設備投資等の状況

当社グループの当期における設備投資は、国内外の生産拠点の拡充による建物等への投資、新製品生産を目的とした各種金型を含む工具、器具及び備品への投資、原価低減・品質向上を目的とした機械装置の更新及び合理化への投資等により、総額は176億円となりました。

## (3) 資金調達の状況

当期において、当社グループの運転資金として、金融機関より短期借入金100億円の調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、昨今の中東情勢を発端とする世界的な部品調達リスクの高まりや原材料の高騰など、当社グループを取り巻く事業環境は極めて厳しい状況が継続するものと想定しております。

このような状況のもと、当社グループは2026年度を初年度とする新たな中期経営計画「accelerate 2030」を掲げ、健全で心地よい暮らし方を創造する企業として、「生活の質の向上」、「地球環境問題への対応」、「生活必需品供給事業社としての責務」をテーマとする社会課題の解決に向けて、様々な商品・サービスを提供してまいります。

国内においては、重点商品であるガス衣類乾燥機やエアバブル商材、ハイブリッド給湯・暖房システム「ECO ONE (エコワン)」の拡販普及を進めるとともに、戦略的な新製品投入に力を入れ、事業基盤を盤石なものにしてまいります。

海外において、主力市場であるアメリカでは、通商政策の動向が不透明であるものの、引き続きタンクレス給湯器（コンデensing給湯器）市場やヒートポンプ給湯器市場の伸長が見込まれます。事業戦略である電化商品の拡大に向け、さらなるラインアップの拡充と販売拡大に注力いたします。

中国では経済停滞による消費低迷が引き続くことが想定されるものの、戦略的な販売施策と継続的な固定費管理・生産性向上で高い利益率の維持に努めてまいります。

その他の事業領域においても、人口増や所得増が見込まれる成長市場では、既存の技術と販路を活かし、生活の質の向上に貢献してまいります。また環境意識の高まりにより、ガスから電化へのエネルギー転換が進む国や地域では電気商材を投入するなど事業ポートフォリオの見直しを推進してまいります。

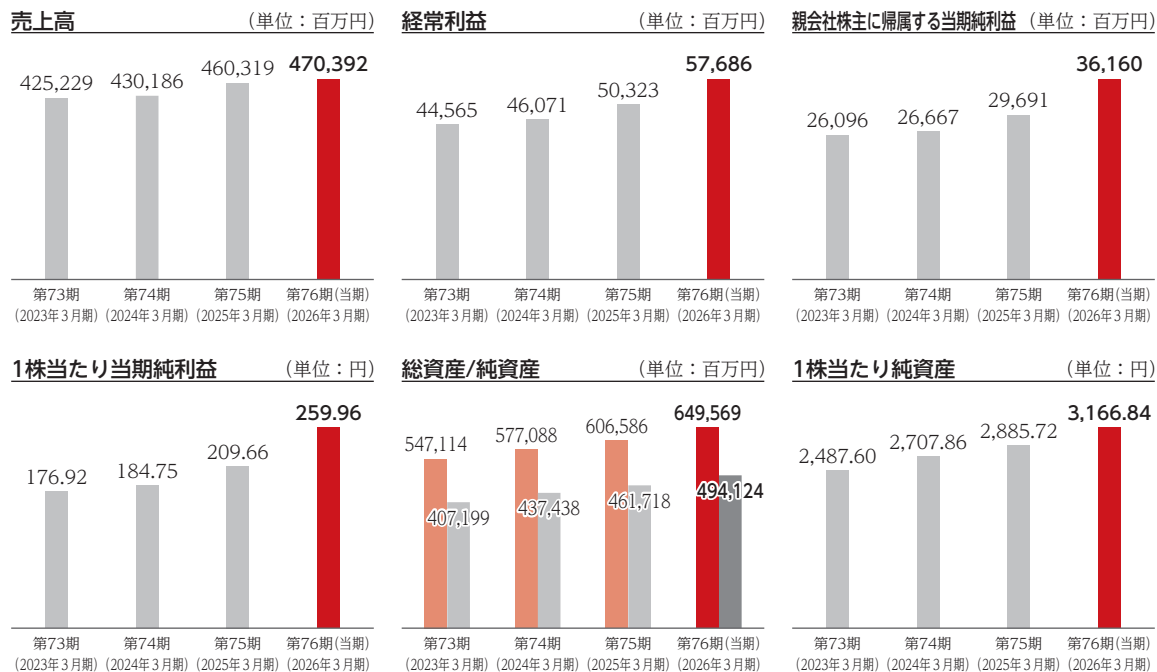
2027年3月期の業績見通しは、売上高5,000億円（前期比6.3%増）、営業利益505億円（前期比0.1%減）、経常利益541億円（前期比6.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益363億円（前期比0.4%増）を予想しております。

なお、直近の中東情勢の緊迫化に伴う影響につきましては依然不確実性が高く、現時点では合理的な算定が困難であることから、本業績予想には織り込んでおりません。今後、業績に重要な影響を及ぼすと判断される事象が生じた場合には速やかに開示をいたします。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第73期 (2023年3月期)	第74期 (2024年3月期)	第75期 (2025年3月期)	第76期(当期) (2026年3月期)
売上高(百万円)	425,229	430,186	460,319	470,392
経常利益(百万円)	44,565	46,071	50,323	57,686
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	26,096	26,667	29,691	36,160
1株当たり当期純利益(円)	176.92	184.75	209.66	259.96
総資産(百万円)	547,114	577,088	606,586	649,569
純資産(百万円)	407,199	437,438	461,718	494,124
1株当たり純資産(円)	2,487.60	2,707.86	2,885.72	3,166.84

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。



**(6) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)**

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社柳澤製作所	150百万円	100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイテクニカ株式会社	200百万円	100.0%	ガス機器の製造販売
アール・ビー・コントロールズ株式会社	150百万円	100.0%	電子制御機器の製造販売
リンナイ精機株式会社	128百万円	100.0%	ガス機器部品の製造販売
株式会社ガスター	2,450百万円	90.0%	ガス機器の製造販売
リンナイネット株式会社	300百万円	100.0%	ガス機器の販売
リンナイオーストラリア株式会社	20百万豪ドル	※100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイアメリカ株式会社	81百万米ドル	100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイコリア株式会社	15,107百万ウォン	※100.0%	ガス機器の製造販売
上海林内有限公司	74百万元	50.0%	ガス機器の製造販売
リンナイインドネシア株式会社	3,085百万ルピア	52.0%	ガス機器の製造販売

(注) ※間接保有を含む出資比率を記載しております。

**(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)**

当社グループは、ガス機器の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。部門別の主な製品は次のとおりであります。

部門	主要製品
給湯機器	給湯器、ふろ給湯器、給湯暖房機、ハイブリッド給湯・暖房システム等
厨房機器	テーブルコンロ、ビルトインコンロ、オーブン、食器洗い乾燥機、レンジフード、炊飯器等
空調機器	ファンヒーター、FF暖房機、赤外線ストーブ等
業用機器	業務用焼物器、業務用レンジ、業務用炊飯器等
その他	衣類乾燥機、赤外線バーナー、部品等

## (8) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

### ① 当社

名	称	所 在 地
本 社 等 拠 点	本社	愛知県名古屋市中川区
	技術センター	愛知県丹羽郡大口町
	生産技術センター	愛知県小牧市
	春日井物流センター	愛知県春日井市
	厚木物流センター	神奈川県厚木市
製 造 拠 点	大口工場	愛知県丹羽郡大口町
	瀬戸工場	愛知県瀬戸市
	暁 工場	愛知県瀬戸市
営 業 拠 点	東北支社	宮城県仙台市若林区
	関東支社	東京都品川区
	中部支社	愛知県名古屋市中川区
	関西支社	大阪府大阪市淀川区
	九州支社	福岡県福岡市博多区

### ② 子会社

名	称	所 在 地
株 式 会 社	柳 澤 製 作 所	大阪府門真市
リ ン ナ イ テ ク ニ カ 株 式 会 社		東京都港区
アール・ビー・コントロールズ株式会社		石川県金沢市
リ ン ナ イ 精 機 株 式 会 社		愛知県小牧市
株 式 会 社	ガ ス タ ー	神奈川県大和市
リ ン ナ イ ネ ッ ト 株 式 会 社		愛知県名古屋市中川区
リ ン ナ イ オ ー ス ト ラ リ ア 株 式 会 社		オーストラリア ビクトリア州メルボルン市
リ ン ナ イ ア メ リ カ 株 式 会 社		アメリカ ジョージア州ピーチツリー市
リ ン ナ イ コ リ ア 株 式 会 社		韓国 仁川広域市
上 海 林 内 有 限 公 司		中国 上海市
リ ン ナ イ イ ン ド ネ シ ア 株 式 会 社		インドネシア ジャカルタ市

**(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)**

従業員数	前期末比増減数
11,328名	420名増

(注) 上記の数には、臨時従業員数は含まれておりません。  
 なお、臨時従業員の期中平均人数は、2,365名であります。

**(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)**

## ①企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	6,500百万円
株式会社みずほ銀行	3,500百万円

## ②当社の主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	6,500百万円
株式会社みずほ銀行	3,500百万円

**(11) その他リンナイグループの現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

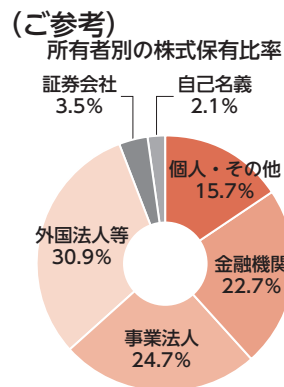
① 発行可能株式総数 600,000,000株

② 発行済株式の総数 138,072,392株  
(自己株式3,054,379株を除く)

③ 株主数 10,046名

(注) 1. 2025年12月15日付で実施した自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は当事業年度において2,761,800株減少しております。

2. 所有者別の株式保有比率は小数点第2位以下を切り捨てて記載しております。



④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
内藤株式会社	18,647	13.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,584	12.01
林謙治	7,369	5.33
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,966	5.04
公益財団法人リンナイ奨学財団	4,200	3.04
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,396	2.45
全国共済農業協同組合連合会	3,337	2.41
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,539	1.83
リンナイ社員持株会	2,465	1.78
内藤万琴	1,710	1.23

(注) 1. 当社は、自己株式を3,054,379株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。

3. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

4. 2025年9月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）、野村アセットマネジメント株式会社が2025年9月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主には含めておりません。

株 主 名	保有株券等の数	持株比率(%)
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	470,409株	0.33
野村アセットマネジメント株式会社	6,545,700株	4.55
合 計	7,016,109株	4.88

5. 2026年1月30日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ダルトン・インベストメンツ・インク（Dalton Investments, Inc.）が2026年1月23日現在で8,921,217株（株券等保有割合6.32%）を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主には含めておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 (社外取締役及び一定数以上の株式を保有する取締役を除く)	7,359株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4 会社役員に関する事項」の「(4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

1. 当社は、当事業年度において、譲渡制限付株式の譲渡制限期間満了前の退職等に伴う無償取得により、11,528株の自己株式を取得しております。
2. 当社は、取締役（社外取締役及び一定数以上の株式を保有する取締役を除く）及び取締役を兼務しない執行役員に対して、譲渡制限付株式の付与のため、2025年7月24日付で普通株式20,474株を自己株式より処分しております。
3. 当社は、2025年8月6日開催の取締役会において、社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関して決議し、2025年10月17日付で普通株式186,212株を自己株式より処分しております。
4. 当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得いたしました。
 

ア. 取得した株式の種類	当社普通株式
イ. 取得した株式の総数	2,761,800株

- ウ. 株式の取得価額の総額 9,999,713,000円
- エ. 取得した期間 2025年5月12日から2025年11月4日まで
- 5. 当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項について決議し、以下のとおり消却いたしました。
  - ア. 消却した株式の種類 当社普通株式
  - イ. 消却した株式の総数 2,761,800株
  - ウ. 株式の消却額 9,568,957,018円
  - エ. 消却した日 2025年12月15日

### **3** 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

当社における地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	林 謙 治	
代表取締役社長 社長執行役員	内 藤 弘 康	名古屋鉄道株式会社 社外取締役
代表取締役 副社長執行役員 社長補佐	成 田 常 則	
取締役 専務執行役員 営業本部長	白 木 英 行	
取締役 専務執行役員 生産技術本部長	井 上 一 人	
筆頭独立社外取締役 指名諮問委員会委員長 報酬諮問委員会委員長	神 尾 隆	
独立社外取締役	小 倉 忠	名港海運株式会社 社外取締役
独立社外取締役	土 地 陽 子	日邦産業株式会社 社外取締役 大和日英基金 理事 キリンホールディングス株式会社 社外監査役
独立社外取締役	佐 藤 久 美	名古屋国際工科専門職大学 工科学部 教授
常勤監査役	清 水 正 則	
常勤監査役	加 島 厚 朗	
独立社外監査役	松 岡 正 明	公認会計士松岡正明事務所 所長 ミタチ産業株式会社 社外取締役[監査等委員]
独立社外監査役	渡 邊 一 平	弁護士法人TRUTH&TRUST 代表

- (注) 1. 常勤監査役 加島厚朗氏は、過去に当社の経理部門において長年業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外監査役 松岡正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外監査役 渡邊一平氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役 神尾隆、小倉忠、土地陽子、佐藤久美の各氏並びに社外監査役 松岡正明及び渡邊一平の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 社外取締役 小倉忠氏は、2026年6月開催予定の名港海運株式会社 定時株主総会終結の時をもって、同社の社外取締役を退任予定であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役4名及び社外監査役2名は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社のすべての取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を対象とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	年次賞与	株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	436 (40)	292 (40)	118 (-)	26 (-)	9 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	52 (16)	52 (16)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	488 (56)	344 (56)	118 (-)	26 (-)	13 (6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を促すことを目的とする年次賞与は、財務評価部分と非財務評価部分で構成されており、それぞれ経営上の重要指標である連結営業利益並びにROEの目標達成度、従業員エンゲージメントの改善度合い、並びに各取締役の担当領域等に応じた中長期的な取り組み等の定性的な評価により支給額を決定いたしております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、事業報告「2 会社の株式に関する事項」の「⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役は4名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。

#### (ご参考) 株主総会における報酬等に関する決議事項

	報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議	当該株主総会 終結時点の員数
取締役	基本報酬	年額3億7,000万円以内 (うち社外取締役分5,000万円以内)	第71回 定時株主総会 (2021年6月29日)	5名 (うち社外2名)
	年次賞与	年額2億2,000万円以内		
	株式報酬	年額1億2,000万円以内 (株式数の上限 年6万株以内*) ※2023年4月1日付の株式分割調整後		
監査役	基本報酬	月額500万円以内	第58回 定時株主総会 (2008年6月27日)	4名 (うち社外2名)

#### ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年4月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針及び役員報酬規程の改訂を決議しており、また、2024年7月18日の取締役会においてマルス・クローバック条項の導入について決議しております。

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における客観的な審議を経て取締役会決議により決定されるものとしており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、当該決定方針及び役員報酬規程を基に、2025年6月25日開催の取締役会における委任の決議を受けた報酬諮問委員会の審議により決定しております。

これらの客観的な審議を前提とした手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、当社の取締役会はその内容が以下の決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。

## 1. 取締役の報酬等の決定方針における基本原則

### I. 当社の着実な中長期的企業価値創造を促すことを目的とする

- ・企業価値向上や目標達成を、全社一丸となって実現することを健全に動機付けることができる報酬水準・報酬構成とする
- ・財務業績指標による定量的な評価と中長期的取り組みに対する評価を報酬に適切に反映することにより、毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を動機付ける
- ・中長期的な株式保有を促進することにより、着実な企業価値向上に向かって株主との利害共有を図る

### II. 株主を含む幅広いステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる客観性と透明性を確保する

- ・報酬の決定方針については、独立社外取締役を主要な構成員とする報酬諮問委員会において審議を行い、その答申を得て取締役会において決定する
- ・報酬水準と報酬構成割合については、同等規模の比較対象企業群との客観的な比較を行うことにより継続的に妥当性を検証する

## 2. 報酬体系

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬で構成されており、その構成割合は、企業価値向上や目標達成を健全に動機付けることを目的として、基本報酬と業績連動報酬の比率が概ね60：40となるよう設定しております。また、業績連動報酬は、毎期の堅実な業績目標達成を促すことを目的とした年次賞与、及び中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を図ることを目的とした譲渡制限付株式で構成されております。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営に対する監督及び助言を行う機能の適切な発揮を促す観点から、固定報酬である基本報酬のみとしております。

報酬構成及び各報酬構成要素の概要は以下のとおりです。  
(報酬構成)



## (各報酬構成要素の概要)

報酬の種類	概要
基本報酬	役位と職責に応じて設定された固定額を毎月支給する現金報酬
年次賞与	<p>毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を促すことを目的とした現金報酬</p> <p>財務評価部分（80%）と非財務評価部分（20%）で構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務評価部分は、経営上の重要指標である連結営業利益並びにROEの目標達成度により、標準額の0～200%の範囲で変動</li> <li>・非財務評価部分は、従業員エンゲージメントの改善度合い、並びに各取締役の担当領域等に応じた中長期的な取り組み等の定性的な評価により、標準額の0～200%の範囲で変動</li> <li>・各事業年度終了後に一括現金支給</li> </ul>
譲渡制限付株式	<p>中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を図ることを目的とした株式報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、役位と職責に応じて定めた一定金額相当分の譲渡制限付株式を毎期交付し、取締役等退任時に譲渡制限を解除</li> <li>・当社の企業価値向上について株主総利回りの指標等を用いて評価を行い、報酬諮問委員会における審議を経て、株主総会決議における報酬限度額及び上限株数の範囲内で交付数を上乘せする場合がある</li> </ul>

なお、特定の取締役が一定数以上の大量の株式を中長期的に保有している場合において、業績連動報酬の目的やインセンティブとしての機能の実効性等に鑑み、当該取締役を譲渡制限付株式の交付対象者とせず、当該取締役に対する業績連動報酬は全て年次賞与とする場合があります。譲渡制限付株式の交付対象者については、報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決議するものとします。

## 3. 報酬水準

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬水準は、企業価値向上や目標達成を全社一丸となって実現することを健全に動機付けることが可能な報酬水準となるよう、外部専門機関が運営する客観的な役員報酬調査データ（WTWの「経営者報酬データベース」）等を活用して、当社と同等規模の比較対象企業群を選定の上ベンチマークを行い、役位と職責に応じて適切に設定しております。

## 4. 株式保有ガイドライン

第75期より、着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を一層促すため、当社

取締役が在任期間において保有する当社株式数の目安として、株式保有ガイドラインを以下のとおり定めています。

- ・代表取締役社長：就任から3年後までに基本報酬の1.5倍に相当する株式
- ・その他の取締役（ただし社外取締役を除く）：就任から3年後までに基本報酬の1倍に相当する株式

#### 5. マルス・クローバック条項

当社は、年次賞与の支給にあたり、算定の基礎とした財務諸表の数値に重大な修正等が生じた場合や、支給対象者に法令・社内規程上の重大な違反が判明した場合には、報酬諮問委員会における審議を経た答申に基づき、取締役会決議により、当該年次賞与の減額や不支給、全部または一部の返還を請求することができる制度を導入しております。また、譲渡制限付株式報酬制度において、付与対象者が法令・社内規程に違反する等の非違行為を起こった場合等には、当社が付与した株式の全部を無償取得することができる条項を、譲渡制限付株式割当契約書に定めています。

#### 6. 報酬決定プロセス

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における客観的な審議を経て取締役会決議により決定されるものとします。なお、年次賞与の非財務評価部分の評価、並びに企業価値評価を踏まえた譲渡制限付株式の追加交付等を含め、取締役の個人別報酬額は取締役会における委任の決議を受けた報酬諮問委員会における審議により決定されるものとします。

報酬諮問委員会の審議においては、客観的視点及び報酬制度に関する専門的な知見等を参考とするため、必要に応じて外部専門機関（当事業年度はWTW）から情報等を得ております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との取引関係
取締役	神尾 隆	—	—
取締役	小倉 忠	名港海運株式会社 社外取締役	当社は名港海運株式会社との間に貿易・海運に関する取引がありますが、独立性に影響を及ぼす事項はありません。
取締役	土地陽子	日邦産業株式会社 社外取締役 大和日英基金 理事 キリンホールディングス株式会社 社外監査役	当社は日邦産業株式会社との間に部品の仕入れ取引がありますが、独立性に影響を及ぼす事項はありません。また、その他の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
取締役	佐藤久美	名古屋国際工科専門職大学 工科学部 教授	当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
監査役	松岡正明	公認会計士松岡正明事務所 所長 ミタチ産業株式会社 社外取締役[監査等委員]	当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
監査役	渡邊一平	弁護士法人TRUTH&TRUST 代表	当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	神尾 隆	[取締役会] 13回/13回 (100%) [指名諮問委員会] 4回/4回 (100%) [報酬諮問委員会] 3回/3回 (100%)	他の会社の取締役を歴任した豊富な経験と幅広い見識から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会社経営の面から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また筆頭独立社外取締役として取締役会の議論を主導するとともに、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定及び役員報酬の決定プロセスにおける監督機能を担っております。
取締役	小倉 忠	[取締役会] 13回/13回 (100%) [指名諮問委員会] 4回/4回 (100%) [報酬諮問委員会] 3回/3回 (100%)	他の会社の取締役を務められるなど豊富な経験と幅広い見識から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会社経営の面から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督機能を担っております。
取締役	土地陽子	[取締役会] 13回/13回 (100%) 別途、資本政策に関する相談 とIR活動の状況報告を実施	他の会社でのIRやESGに関わる豊富な経験と深い見識並びに国際的な組織経営に関する知見から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営戦略の面から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当社の資本政策策定に係る協議や定期的なIR活動報告の中で、客観的・中立的立場で当社の企業価値向上に向けた有益な助言や提案を行うなど、当社の社外取締役として期待される役割を果たしております。
取締役	佐藤久美	[取締役会] 13回/13回 (100%) [指名諮問委員会] 4回/4回 (100%) [報酬諮問委員会] 3回/3回 (100%)	国際情報学や多文化共生に係る教授を歴任された学識経験者としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にグローバル戦略の面から監督・助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督機能を担っております。
監査役	松岡正明	[取締役会] 13回/13回 (100%) [監査役会] 13回/13回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	渡邊一平	[取締役会] 13回/13回 (100%) [監査役会] 13回/13回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

## (ご参考) 取締役会の実効性評価

当社では、取締役会の実効性を評価するため、毎年、取締役及び監査役を対象に自由記述欄を含むアンケート調査を実施しており、具体的な評価や意見、提言を収集しています。実効性評価の結果は報告事項として取締役会で共有され、課題点の改善策等について議論を行った後、取締役会事務局が中心となって改善策の策定・実施を行っています。

当事業年度における実効性評価の取り組み状況は以下のとおりです。

### 1. 前回の取締役会実効性評価結果を踏まえた当事業年度における主な取り組み

- 1) 中期経営計画策定に向けた取締役会報告や社外役員のための協議会の充実  
中期経営計画構想段階の早い時点から社外役員へ共有し、取締役会での審議にとどまらず、複数回にわたり意見交換・討議の場を設けました。
- 2) 取締役会への諮問委員会協議内容の定例報告  
各諮問委員会における議論のポイントを取締役会で報告を行うことを定例としました。

### 2. 当事業年度における取締役会の実効性評価の方法

- ・対象者：取締役（議長を除く）・監査役
- ・実施時期：2026年1月
- ・評価形式：アンケート【5段階評価（全20問）＋自由記述評価】
- ・主な評価項目
  - ①取締役会の構成
  - ②取締役会の運営
  - ③取締役会の役割・責務及び諮問委員会
  - ④株主・ステークホルダーへの対応、開示情報

### 3. 当事業年度に実施した取締役会実効性評価の結果概要

- ・アンケート評価の結果、取締役会の機能や運営は適切であり、当社の取締役会の実効性が確保されていることを確認しました。
- ・企業戦略についての議論機会の確保及び議論テーマの拡充について要望があり、2026年度の取締役会議題として組み入れました。

## (ご参考) 指名・報酬諮問委員会の活動状況

当社は、経営幹部の指名・報酬等の決定における客観性と透明性を一層確保することを目的に、取締役会の諮問機関として過半数が独立社外取締役で構成され、その委員長及び議長を社外取締役が務める指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。取締役・監査役・執行役員等の指名等及び取締役・執行役員等の報酬等を決定する際は、それぞれの委員会における審議を経たうえ、取締役会で決定します。（※監査役等の指名は監査役会の同意を前提とする。）

当事業年度における諮問委員会の構成、各委員の出席状況及び主な審議内容については以下のとおりです。

(各委員の出席状況)		出席状況	
区分	氏名	指名諮問委員会	報酬諮問委員会
委員長	神尾 隆 (筆頭独立社外取締役)	100% (4回/4回)	100% (3回/3回)
委員	小倉 忠 (独立社外取締役)	100% (4回/4回)	100% (3回/3回)
委員	佐藤久美 (独立社外取締役)	100% (4回/4回)	100% (3回/3回)
委員	内藤弘康 (代表取締役社長)	100% (4回/4回)	100% (3回/3回)

### (主な審議内容)

指名諮問委員会	報酬諮問委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営幹部のサクセッションプランについて</li> <li>・ 取締役及び監査役候補者の指名</li> <li>・ 執行役員及び役付執行役員の指名</li> <li>・ 諮問委員会委員及び委員長の指名</li> <li>・ 取締役のスキルマトリクスについて</li> <li>・ 部門長の人事について</li> <li>・ 新任役員候補者との面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人評価について (CEOを含む)</li> <li>・ 業績連動報酬金額について</li> <li>・ 役員報酬 (個別) 金額について</li> <li>・ 現在の役員報酬構成・報酬水準の確認</li> <li>・ 次期報酬方針について</li> </ul>

## (ご参考) 経営幹部のサクセッションプラン

経営トップを含めた経営幹部のサクセッションプランは、コーポレートガバナンス・コードで求められる最重要課題の一つであり、当社では、「人事・組織協議会」及び「指名諮問委員会」を中心とした体制のもと、透明性及び客観性を確保しながら策定・運用しています。

社内取締役を中心に構成される人事・組織協議会は、指名諮問委員会が定める人材要件に基づき、将来の経営トップ・幹部候補について、実績・経験・資質等を多面的に評価し、計画的かつ段階的な選定及び育成を行っています。評価及び育成は、定期的な見直しを前提とした中長期的なプロセスとして運用されています。

指名諮問委員会は、独立した立場から、人事・組織協議会による候補者の評価及び育成状況を定期的にレビューし、その妥当性及び適切性について助言・提言を行っています。また、経営トップを含む重要な役員・部門長人事について、取締役会への答申を行っています。加えて、毎年、現取締役の再任・不再任についての検討を行い、取締役会への付議を行っています。

取締役会は、指名諮問委員会の答申を踏まえ、サクセッションプランの運用状況を継続的に監督するとともに、経営トップを含む役員・部門長人事について最終的な意思決定を行っています。加えて、不測の事態に備えた体制を整備することで、経営の継続性を確保しています。

これらのプロセスを通じて、当社は経営トップ交代に伴うリスクを低減し、持続的な成長と企業価値向上を支える経営体制の強化を図っています。

### サクセッションプランにおける役割・プロセス

①	人事・組織協議会 (検討・起案・推進)	社内取締役が中心となり、社内外から広く意見・情報を収集 1. 候補者プール・リストの作成 2. サクセッションプラン案の作成 3. 育成プランの実施
②	指名諮問委員会 (確認・評価・助言)	1. 人材要件の策定 2. 人事・組織協議会案のレビュー 3. 候補者面談(人物審査) 4. 人事最終案の作成
③	取締役会 (決定・監督)	1. プラン全体の監督 2. 人事案の最終決定

## 5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	70百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. なお、重要な子会社のうち在外子会社については、他の監査人が監査を行っております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬2百万円を支払っております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

# 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>374,185</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>110,615</b>
現金及び預金	172,202	支払手形及び買掛金	29,439
受取手形、売掛金及び契約資産	94,649	電子記録債務	12,923
電子記録債権	13,494	短期借入金	12,801
有価証券	12,922	未払金	21,625
商品及び製品	44,324	未払消費税等	1,921
原材料及び貯蔵品	36,104	未払法人税等	7,069
その他	6,973	賞与引当金	6,644
貸倒引当金	△ 6,485	製品保証引当金	5,481
		その他	12,708
<b>固 定 資 産</b>	<b>275,383</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>44,829</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>157,817</b>	繰延税金負債	26,369
建物及び構築物	65,957	環境対策引当金	2,255
機械装置及び運搬具	22,173	退職給付に係る負債	7,389
工具、器具及び備品	5,551	その他	8,815
土地	51,993		
リース資産	7,757	<b>負 債 合 計</b>	<b>155,445</b>
建設仮勘定	4,384		
<b>無形固定資産</b>	<b>17,946</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
のれん	6,891	<b>株 主 資 本</b>	<b>371,269</b>
その他	11,055	資本金	6,484
		資本剰余金	8,324
<b>投資その他の資産</b>	<b>99,618</b>	利益剰余金	367,029
投資有価証券	33,829	自己株式	△ 10,568
退職給付に係る資産	52,006	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>65,983</b>
繰延税金資産	4,357	その他有価証券評価差額金	12,024
その他	9,437	為替換算調整勘定	34,213
貸倒引当金	△ 12	退職給付に係る調整累計額	19,745
		<b>非支配株主持分</b>	<b>56,870</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>649,569</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>494,124</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>649,569</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		470,392
売上原価		306,704
売上総利益		163,687
販売費及び一般管理費		113,156
営業利益		50,531
営業外収益		
受取利息	3,294	
受取配当金	716	
為替差益	1,724	
その他	2,196	7,931
営業外費用		
支払利息	137	
固定資産除却損	105	
減価償却費	250	
その他	283	777
経常利益		57,686
特別利益		
投資有価証券売却益	1,095	
補助金収入	365	
独禁法関連引当金戻入額	870	2,331
特別損失		
減損損失	96	
固定資産圧縮損	365	
埋蔵文化財発掘調査費	63	525
税金等調整前当期純利益		59,492
法人税、住民税及び事業税	13,896	
法人税等調整額	2,286	16,182
当期純利益		43,310
非支配株主に帰属する当期純利益		7,149
親会社株主に帰属する当期純利益		36,160

# 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>118,957</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>46,926</b>
現金及び預金	37,268	買掛金	13,134
受取手形	471	電子記録債務	6,731
売掛金	42,375	短期借入金	10,000
電子記録債権	12,417	リース債務	73
有価証券	7,059	未払金	5,654
商品及び製品	10,871	未払費用	793
原材料及び貯蔵品	6,204	未払法人税等	4,671
その他	2,298	預り金	175
貸倒引当金	△9	賞与引当金	3,045
<b>固 定 資 産</b>	<b>188,291</b>	製品保証引当金	1,047
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>77,876</b>	その他	1,600
建物	29,083	<b>固 定 負 債</b>	<b>13,106</b>
構築物	1,915	リース債務	153
機械及び装置	5,233	退職給付引当金	3,557
車両運搬具	74	その他	9,395
工具、器具及び備品	2,304	<b>負 債 合 計</b>	<b>60,032</b>
土地	37,638	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	206	<b>株 主 資 本</b>	<b>235,618</b>
建設仮勘定	1,419	資本金	6,484
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,253</b>	資本剰余金	8,743
ソフトウェア	958	資本準備金	8,743
その他	294	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>230,958</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>109,161</b>	利益準備金	1,614
投資有価証券	32,218	その他利益剰余金	229,343
関係会社株式	43,700	別途積立金	150,000
関係会社出資金	1,870	繰越利益剰余金	79,343
長期預金	4,766	<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 10,568</b>
前払年金費用	23,404	評価・換算差額等	11,597
その他	3,209	その他有価証券評価差額金	11,597
貸倒引当金	△7	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>247,215</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>307,248</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>307,248</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		242,025
売 上 原 価		179,817
売 上 総 利 益		62,207
販売費及び一般管理費		38,771
営 業 利 益		23,436
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	12,459	
為替差益	1,786	
その他の	1,543	15,788
営 業 外 費 用		
固定資産除却損	80	
減価償却費	283	
その他の	41	405
経 常 利 益		38,819
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	1,095	
補助金収入	365	1,460
特 別 損 失		
固定資産圧縮損	365	
埋蔵文化財発掘調査費	63	428
税引前当期純利益		39,851
法人税、住民税及び事業税	7,395	
法人税等調整額	1,132	8,528
当 期 純 利 益		31,322

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

リンナイ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 神 野 敦 生

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 重 光 哲 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リンナイ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンナイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

リンナイ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	野	敦	生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	重	光	哲	郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リンナイ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に対面又はウェブ会議システムで出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

リンナイ株式会社 監査役会

常勤監査役 清水 正 則 ⑩

常勤監査役 加 島 厚 朗 ⑩

監査役 松 岡 正 明 ⑩

監査役 渡 邊 一 平 ⑩

(注) 監査役松岡正明及び監査役渡邊一平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.





メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.



メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.



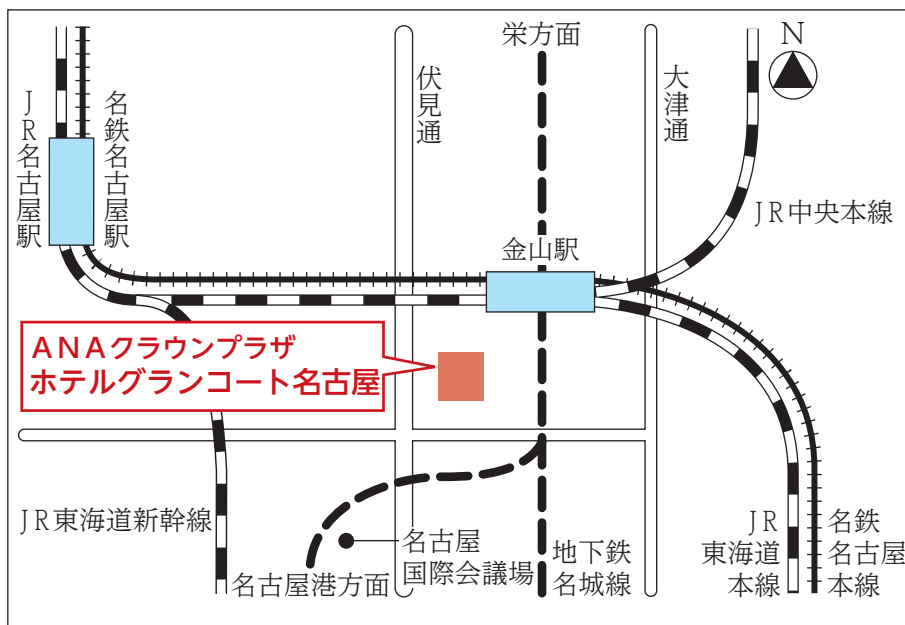
# 定時株主総会 会場ご案内図

**会場** ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋  
7階 ザ・グランコート

名古屋市中区金山町一丁目1番1号

※会場が前回と異なっております。お間違いのないようご注意ください。

- 交通**
- ・ J R ・ 名鉄 ・ 地下鉄「金山」駅 南口から徒歩で約1分
  - ・ 名古屋駅（J R ・ 名鉄）より金山駅まで電車で約5分
  - ・ 栄駅（地下鉄）より金山駅まで電車で約10分



※本株主総会におけるお土産の配布はございません。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。